

2020年度一般財団法人富山県バスケットボール協会 第2回理事会 議事録

- 1 開催日時 2020年6月6日(土) 午後6時01分から午後6時32分まで
- 2 開催場所 とやま自遊館 神通の間
- 3 理事総数 22名
- 4 出席者 (1) 出席理事 21名 荻原隆夫、牧田和樹、深松篤夫、山崎 均、松倉弘英、丹羽昭雅、廣川知巳、構富士雄、杉本賢二、清水久資、白江成吉、竹田雄介、酒匂博臣、荒木恒治、松井昭博、大谷孝行、梁瀬秀人、長岡紘一、水口明博、松元健悟、野尻晴一
(2) 欠席理事 1名 野上浩太郎
(3) 出席監事 2名 岩崎 修、北川義則
(4) 出席事務局 五十里幸治、山木葉子
- 5 議 事
議案第1号 一般財団法人富山県バスケットボール協会代表理事及び業務執行理事の選任について
議案第2号 一般財団法人富山県バスケットボール協会会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定について
議案第3号 一般財団法人富山県バスケットボール協会顧問及び参与の委嘱について
議案第4号 一般財団法人富山県バスケットボール協会委員会委員の委嘱について
報告・協議事項 (1) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について
その他
- 6 会議内容
(1) 荻原代表理事挨拶
先の評議員会において、新たな理事及び監事が選任されたので、今後の執行体制を確立するため審議を願いたいと挨拶がある。
(2) 理事会成立
構理事が理事の出席状況として、理事総数22名中、出席理事21名であり定足数を満たしていると報告した。また、岩崎監事及び北川監事に出席いただいていると報告した。
(3) 議事の経過の要領及びその結果
議長は定款第35条等の規定により、従前の会長が務めるべきところであったが、欠席のため、代理理事の荻原隆夫を選考し議事進行を務めた。
◆議案第1号 一般財団法人富山県バスケットボール協会代表理事及び業務執行理事の選任について
議長から説明が求められ、五十里事務局長が代表理事(2名)及び業務執行理事(15名)の選任案について説明した。
説明後、議長から質疑を求めたところ、意見がなく賛否を諮ったところ出席理事全員の賛同を得て可決するとともに、被選任者の就任承諾を得た。
◇選任した代表理事及び業務執行理事(順不同)
代表理事: 野上浩太郎、荻原隆夫
業務執行理事: 牧田和樹、深松篤夫、山崎 均、松倉弘英、丹羽昭雅、廣川知巳、構富士雄、杉本賢二、清水久資、白江成吉、竹田雄介、酒匂博臣、荒木恒治、松井昭博、野尻晴一
◆議案第2号 一般財団法人富山県バスケットボール協会会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定について

議長から説明が求められ、五十里事務局長が会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定案について説明した。

説明後、議長から質疑を求めたところ、意見がなく賛否を諮ったところ出席理事全員の賛同を得て可決するとともに、被選定者の就任承諾を得た。

◇選定した会長、副会長、専務理事及び常務理事（順不同）

会長：野上浩太郎

副会長：荻原隆夫、牧田和樹、深松篤夫、山崎 均

専務理事：松倉弘英

常務理事：丹羽昭雅、廣川知己、構富士雄

◆議案第3号 一般財団法人富山県バスケットボール協会顧問及び参与の委嘱について

議長から説明が求められ、松倉専務理事が顧問及び参与の委嘱案について説明した。

説明後、議長から質疑を求めたところ、意見がなく賛否を諮ったところ出席理事全員の賛同を得て可決した。

◇委嘱した顧問及び参与（順不同）

顧問：道用和弘、平坂義孝、吉田佐一

参与：青山雍夫、稲葉之忠、碓井勝巳、大塚保夫、小栗 勉、佐野憲正、砂田茂博、

高田芳次、谷口 博、羽田保夫、福尾博志、山森隆志、柚木俊二

◆議案第4号 一般財団法人富山県バスケットボール協会委員会委員の委嘱について

議長から説明が求められ、松倉専務理事が委員会委員の委嘱案について説明した。

説明後、議長から質疑を求めたところ、スポーツ医科学委員会委員に3人を追加する意見があり、修正意見を踏まえ賛否を諮ったところ出席理事全員の賛同を得て可決した。

◇委嘱した委員会委員（順不同）

《総務委員会》

委員長：杉本賢二、副委員長：川角高士

《裁定委員会》

委員長：清水久資

《規律委員会》

委員長：清水久資

《競技会委員会》

委員長：白江成吉、副委員長：佐々木謙二郎、委員：五十里幸治ほか3人

《審判委員会》

委員長：竹田雄介、副委員長：河辺真由美、山本達也、委員：家接 桂ほか16人

《育成委員会》

委員長：酒匂博臣、副委員長：坂本堯志、委員：東 良典ほか7人

《指導者養成委員会》

委員長：荒木恒治、副委員長：今井敦文、城石翔希、委員：竹之内由愛ほか7人

《スポーツ医科学委員会》

委員長：松井昭博、副委員長：下条竜一、委員：岩澤智宏ほか3人

(4) 報告・協議事項

◆会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について

松倉専務理事から定款第27条第6項の規定により、会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について報告した。

(5) その他

◆コロナ禍における今後の対応等について協議したところ、情報収集に努めるとともに、情報共有を深めることを確認した。

本理事会の議案等全ての審議が終了したので、午後6時32分に構常務理事が閉会を宣言し解散する。